

第4回

(令和元年8月9日)

議 事 録

錦 町 農 業 委 員 会

錦町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和元年8月9日（金）午前9時30分から午前10時25分

2 開催場所 錦町役場 3階会議室

3 出席委員 10名

1番委員 田口英一郎・2番委員 谷口 一也・3番委員 尾方 学
4番委員 元村 彰浩・5番委員 今村 忠臣・6番委員 西嶋 健一
7番委員 尾方安枝子・8番委員 福本 王雅・9番委員 栗原 和親
10番委員 税所隆則

4 欠席委員 なし

5 議事日程

1) 会期の決定

2) 議事録署名委員の指名

3) 会議書記の指名

4) 議第32号案 農地法第3条の規定による許可申請について

議第33号案 農地法第5条の規定による許可申請について

議第34号案 農地転用事業計画変更承認申請について

議第35号案 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について

議第36号案 非農地証明願いに対する認定について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について

協 議 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について

協 議 農業用施設に係る転用申請について

6 事務局職員

事務局長 山園琢磨、農地係 大村恵美

7 会議の概要

議 長 議事日程1の会期の決定については、本日1日としてよろしいでしょうか。全委員、異議なしということで本日1日と決定します。議事日程2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。それでは、3番・4番委員をお願いします。

議 長 議事に入ります。議第32号案を審議します。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第32号案農地法第3条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号1番について、9番委員から調査報告をお願いします。

9 番 （調査番号1）申請人の住所・氏名及び申請物件は記載のとおりです。申請理由は相手方の要望です。譲受人の経営内容について報告します。従業員8人。経営面積は、946a、うち田132a、畑814a、牧草722a、その他42a、畜産につきましては、肉用牛が71頭、酪農96頭、黒牛が繁殖肥育を合わせて146頭。3条調査項目により

報告します。1 番（耕作面積）：問題なし。2 番（通作距離）：10km、20 分程度です。
3 番（小作地）：問題なし。4 番（貸付地）：問題なし。5 番（取得価格）：贈与ですので取得価格はありません。6 番（耕作放棄地）：問題なし。7 番（農機具の利用計画）：トラクター、ダンプカー、ホイルローダ、タイヤショベル、フォークリフト等を所有。8 番（取得農地の利用計画）：令和元年 5 月農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画により熊本県農業公社により所有権移転のあった農地の近接の土地で、地目上は畑となっていますが現地は用水路がある部分、下にパイプがあり畦畔として使用されております。9 番（周辺地域との関係）：共同作業については、地域活動とともに協力しますとのことです。以上の調査内容により、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 調査番号 1 番について、質問のある方は挙手をお願いします。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号 1 番について申請どおり意義のない方は挙手をお願いします。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 議第 3 3 号案農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議第 3 3 号案農地法第 5 条の規定による許可申請について（朗読）

議 長 調査番号 1 番について、4 番委員から調査報告をお願いします。

4 番 （調査番号 1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は農業用施設ということで主にロール置き場です。5 条調査項目により報告します。1 番（農地区別）：1 種農地です。農業用施設ですので許可要件にあてはまります。2 番（着工時期）：許可が下り次第着工予定。3 番（資金調達）：借入金です。5 番（周囲の承諾）：周りはすべて譲受人の借地になっており問題なし。6 番（公衆衛生）自然排水、地下浸透です。7 番（転用措置）：土砂の流出等ですが、崩壊するような場所ではありません。8 番（日照通風の影響）：問題なし。10 番（農振法）：農用地区域内。取得価格は 43 万円です。以上、報告終わります。

議 長 調査報告が終了しましたので、質問のある方は挙手をお願いします。

8 番 取得価格の 43 万円というのは、1720 m²の全部でしょうか。

4 番 そのとおりです。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号 1 番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議 長 議第 3 4 号案農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第34号案農地転用事業計画変更承認申請について（朗読）

議長 調査番号1番について、7番委員から調査報告をお願いします。

7番 （調査番号1）申請人の住所・氏名と申請物件は記載のとおりです。申請理由は平成28年におきました熊本地震及び7月に起きた梅雨前線豪雨に伴い、発生したがけ崩れに対して、復旧工事現場に隣接しており復旧工事は昨年12月で終了しましたが、赤土で浸透性が悪く新たながけ崩れが起きる可能性があるため工事終了後1年間は様子を見る必要があります、事業が遂行できませんということです。農地法にかかる事務処理要領について報告します。a 許可の取消処分を行っても、旧所有者により農地の効率的利用が認められないこと。該当します。b 許可目的達成困難となった理由が転用事業者の故意又は重過失と認められないこと。該当します。c 変更後の転用事業が変更前と比べて同程度又はそれ以上の必要性及び緊急性があると認められる。該当します。d 変更後、事業計画に従って実施されることが確実に認められること。該当します。e 変更後の転用事業による周辺農業等へ及ぼす影響が、変更前と比べ同程度又はそれ以下であると認められること。該当します。周りは山です。f 変更後の転用事業が、農地転用許可基準により許可相当と認められること。該当します。以上の報告により、農地法にかかる事務処理要領の全てに該当し、承認することができると考えます。調査報告終わります。

議長 県が、督促や勧告をしますが、それぞれの農業委員さんが係った転用案件につきましては、その後も注意をもって確認などをしていただければと思います。

議長 それでは、質問のある方は挙手をお願いします。

6番 前に転用許可が出て資材置き場になったと思いますが、地目が畑という状態が残っておりますけれども、登記は、畑の状態でも大丈夫ですか。

事務局 登記は、建物を建ててもそのままにしておられるところもあります。状況が変わってから所有者の方が登記をされることになると思います。現場は今は砂利を敷いてあって畑の状態ではありません。以前は、梨園でしたが、梨を抜いて、整地してある状態ですので、現在、畑の状態ではありませんが、地目変更につきましては、所有者がそれぞれされるということです。

9番 今回は、確実に実行される約束はとれているのですか。

事務局 計画書と資金証明がついておりますので、確実に実行されると思います。

議長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について申請どおり許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。

議長 議第35号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第35号案農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用集積計画について（朗読）
今回は所有権移転3件、利用権設定が15件です。所有権移転につきましては、農業公社からの売渡3件です。

所有権移転関係を説明。

次に、利用権設定関係です。番号を読み上げますので適否の報告をお願いします。

（1～15番適格の報告あり）

（議案書に基づき、設定者・非設定者・経営面積・期間・賃料等の内容説明）

以上の計画内容については、経営面積・従事日数等の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

② 利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

③対象農地の関係権利者全ての同意が得られていること。

の各要件を満たしていると考えます。

議長 それでは、質問のある方は、いらっしゃいませんか。

それでは、ないようですので、議第35号案異議のない方の挙手を求めます。

（全委員：挙手）

全員賛成です。適格といたします。

議長 議第36号案非農地証明願いに対する認定についてを議題とします。

議長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 議第36号案非農地証明願いに対する認定について（朗読）

（調査番号5番については、平成29年3月13日に非農地通知済み）

議長 調査番号1番、2番について西地区の代表の方の調査報告をお願いします。

5番 （調査番号1）申請人、申請物件については、記載のとおりです。場所は、南部道路の石松種苗園を東の方に大きな橋があります。橋の上と橋の手前の場所です。ともに山林化しておりまして、田畑がない状態です。橋の下が湿地帯で水が湧き出て何も作られていない状態です。西地区としては8月7日に調査しましたが、非農地として判断しております。

（調査番号2）場所は、西のJA選果場を上にながって守永工業を木揚の方に行ったところに高柱川その先に小さく川合流地点の手前の橋のところに川の縁の農地で3年前までは畜産農家の方が牧草を作っておられました。狭く細長い農地です。写真の右前が、木と竹が生えており、ハゼノキ、竹が侵食してきている状況です。周り

は、川と山に囲まれて、このまま放っておくと荒れ放題となり、小作でつくるような環境ではないということで、非農地で認めて良いのではないかという結論に達しました。

議 長 調査番号3番、4番について一武地区の代表の方の調査報告をお願いします。

9 番 (調査番号3、4) 8月7日午後4時10分頃から農業委員、推進委員で現地確認を行いました。申請人、申請物件については、記載のとおりです。写真を見ていただければわかりますように、現地は竹や木、くず葉などが畑にありまして、畑の状態というのがわからないようになっております。先ほど事務局から話があったように上の2筆についても28年には非農地扱いとなっており、現在も隣接地との境界も確認できないような大きい竹が生えているような状況でした。以上のことから一武地区の全員で協議した結果、非農地と判断できると思います。同じく調査番号4番につきましても、そのすぐ隣、写真の右側に大きな木がありますが、その裏側になります。これも3番と同じように竹や木、くず葉が茂るような状況で3番との境界もわからないような状況です。以上のことから一武地区の委員と協議した結果、非農地と判断できると考えます。以上、報告終わります。

議 長 調査番号6番について木上地区の代表の方の調査報告をお願いします。

3 番 (調査番号6) 8月6日、農業委員、推進委員で現地確認を行いました。場所は、野間公民館から東に50mのところですか。写真のような状態になっております。5人で協議した結果、これは、非農地としていいのではないかというふうに判断をしたところですか。

議 長 調査報告が終了しましたので、質問のある方は挙手を求めます。

議 長 調査番号の1番ですが、上から写した写真で、この該当地区以外にもほかに森林化しているところがありますので、農地パトロールの時には気をつけて、非農地として進めていただければと思います。

5 番 過去に非農地調査で回って見ておりまして、農地パトロールの時にどういう状況かを再確認して進めて参りたいと思います。

4 番 川内2044の北側は、前年度非農地通知を出していると思います。

議 長 質疑がないようですので採決します。調査番号1番について非農地として異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全委員賛成です。

議 長 調査番号2番について非農地として異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全委員賛成です。

議 長 調査番号3番について非農地として異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全委員賛成です。

議 長 調査番号4番について非農地として異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全委員賛成です。

議 長 調査番号6番について非農地として異議のない方の挙手を求めます。

(全委員：挙手)

全委員賛成です。

それでは、申請のあったものを認定することといたします。

議 長 報告第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 報告第6号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について（朗読）

議 長 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農地中間管理機構の特例事業による農用地の売買申し出について（説明）

議 長 1番は進んでいるみたいですが、川村委員、山崎委員、谷口委員でよろしいですか。

議 長 2番は西地区全員でよろしいですか。

議 長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議 長 農業用施設に係る転用申請についてを議題とします。

議 長 事務局より内容説明をお願いします。

事務局 農業用施設に係る転用申請について（説明）

議 長 農業用施設に係る転用申請についてということでご確認をいただきました。先月、農家の指導にみなさんと行きましたが、その後、別の農家とトラブルになりました。その農家から皆さんと情報を共有してくださいと申し出がありましたので、私のほうから報告させていただきます。4番に農用地区域内の場合は、変更申請が必要でありますが、用途変更申請は、農林振興課に提出いたします。農家から今年の4月に用途変更申請が提出されまして農業施設をつくるから、内容については、泥を客土して、鎮圧、点圧をしてから建物は建てないけれどもロール置き場とする農業用施設をつくるという申請が4月に出て、6月に町長の決裁をいただいて、農業委員にまわってきましたのが7月になってからでしたけれども、この内容であれば転用申請をして欲しいということでお願いをしました。農家の方では、計画では、点圧、鎮圧をして農業用施設をつくるという申請をしましたけれども、その期間、3か月ほどで計画を変更されて、表土を剥いで客土をして、表土を戻してまた、農地としても利用するという計画変更をされたようです。こういった軽微な場合には、今まで農業委員会でもやかましくは言うてきませんでしたけれども、計画自体が農

業用施設をつくるということで、転用申請でお願いしますということで、お願いをしましたけれども、そこで、意見の食い違いがありまして、農家の方はあくまで、農用地として利用するのだから転用申請は出さないということだったのですが、その後、転用申請を出されました。今回、農家といろいろ協議をしまして、取り下げをしていただきましたけれども、今回の問題の原因、出発点は、しっかりと農業者の方と向き合って経過等を確認して、意向を確認しなっただということが、今回の問題が発生したものだと思います。ですのでいろいろ早急に協議の場を設ければ良かったのですが、今月になって協議をしたということで、本当に、私の会長としての力量が不足していたと思います。今回、こういったことが、これから先ないように農業者の方と向き合って情報を交流していただければと思います。それから、また、転用についての取り扱いですけれども、ロール置き場に限らず、私たちは、堆肥を置いたりもしたり、ちょっとした資材を置きっぱなしにしたいという部分もあります。先月、指導に行った農家に言いましたけれども、対象物をどかしてロータリーを1回かければ畑に戻るなら、転用申請は必要ないと言いましたけれども、そういった感じで、悪質な転用につきましては、農業委員会として指導していかなければならないけれども、農業者の営農のし易さといいますか、農業者の経営のことを考えながら対応していかなければならないなというふうに考えております。以上、報告でした。何か質問があればどうぞ。

9 番 ロール置き場については、200 m²以下の場合には、許可不要転用届を出せばいいということですか。

議 長 はい、そうです。これは、ロール置き場に限らず 200 m²以下、例えば、ハウスの横に事務所があったりとか、事務所も、転用申請はいらないで、許可不要転用届を提出していただくということですね。

9 番 ロールも1年以上置けば変更届を出さなければいけない。面積が小さければ何年置いてもいいというわけですか。

議 長 対象物をどかしてロータリーを1回かければ畑に戻るなら、転用申請は必要ないと個人的には思っております。で、悪質という部分がどの程度なのか、という部分でけれども、農地として利用するということは、肥培管理するということですから、私は良いと思うのでけれど、何か、意見があればよろしくお願いします。

9 番 近所に何年もロール置き場にしているとありますから。

議 長 本来であれば、転用申請が必要だと思います。

9 番 消費してしまえばよいのですが、継ぎ足し、継ぎ足しでしてあるのですが。

議 長 農業委員に限らず、最適化推進委員からも意見があればお願いします。

川村委員

通常、水田とか、畑の管理ができていればいいと思いますが、それが、放ったらかしになって、山のようになっていれば、おかしいのではないかと思います。

議 長 川村委員が言われたように、悪質、他人に迷惑をかけているという部分で、ロール置き場が常態化していれば、転用申請を出されてはいかがでしょうか。出せでなくて、出した方がいいのではないですかという事で、対応いただければ良いのではないかと思いますけれども。

10番 我々、農業委員の役割として指導すべきかなと思いますけれども。責任をもって取り組んでいきましょう。

議 長 この件は、よろしいでしょうか。

議 長 以上をもちまして、本日の議案審議事項は全て終了しました。

左会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年8月9日

農業委員会会長

3番 農 業 委 員

4番 農 業 委 員
